

11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です

無理な取引「しわ寄せ」を 防止しましょう！

STOP! しわ寄せ



11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です。



厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

事業主の皆様へ

大企業・委託事業者による長時間労働の削減等の取組が、取引先中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

このため、厚生労働省、中小企業庁及び公正取引委員会は、11月を「しわ寄せ」防止キャンペーン月間と位置づけ、「しわ寄せ」防止に向けた集中的な周知・啓発の取組を行っています。

大企業・委託事業者と取引先中小事業者は共存共栄という認識の下、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう。

詳しくは、「しわ寄せ」防止特設サイトをご覧ください。青森労働局雇用環境・均等室にお問い合わせください。

（「しわ寄せ」防止特設サイトURL）

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>

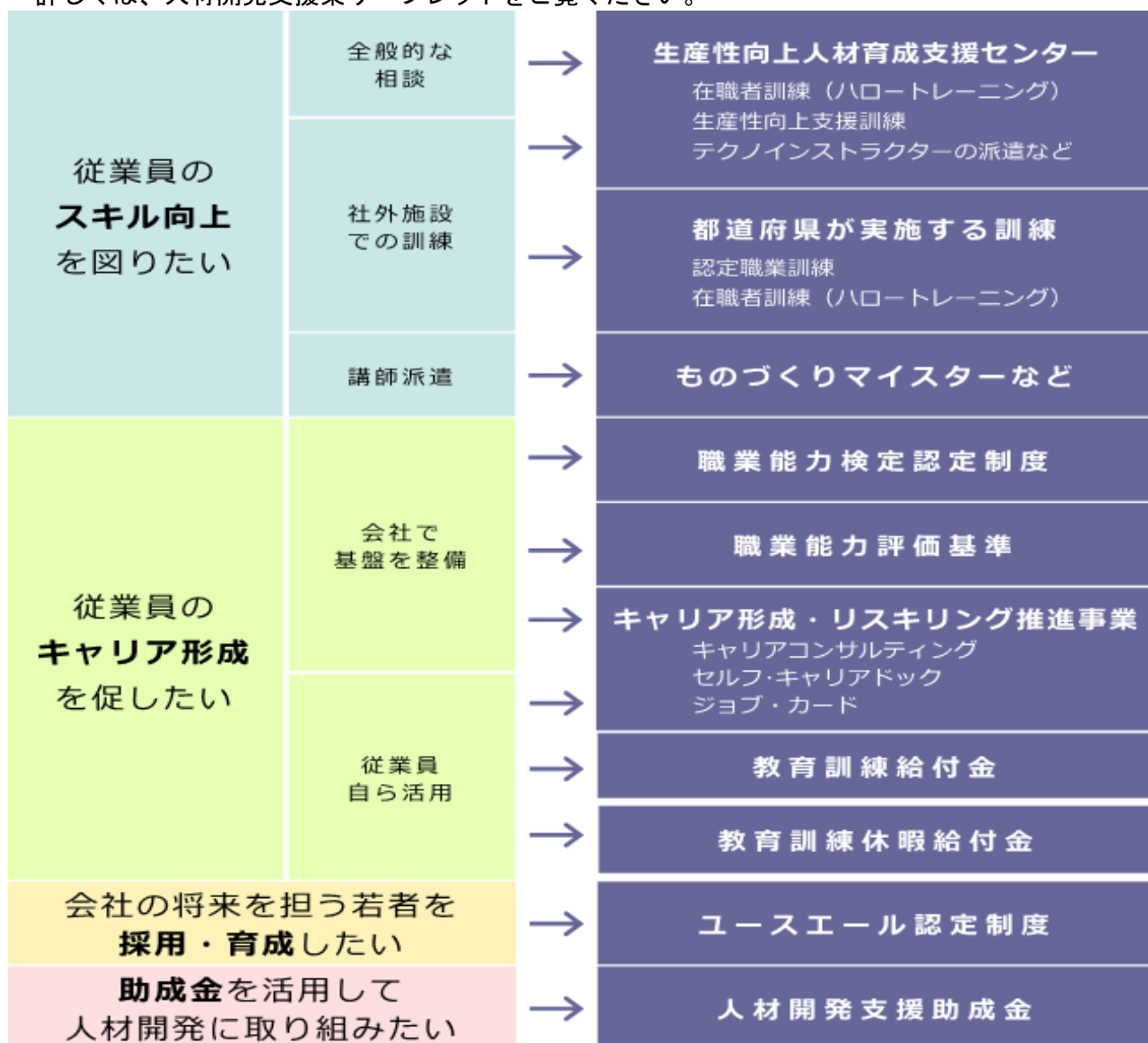


人材開発に取り組む事業主・事業主団体の皆さまへ 「人材開発支援策」のご案内

厚生労働省では、１１月を「人材開発促進月間」、１１月１０日を「技能の日」として定め、国・都道府県において人材開発施策に関連する諸行事の開催や広報活動の展開を通じて、職業能力の開発・向上の促進及び技能の振興を目指しています。

また、人材育成に取り組む事業主・事業主団体の皆様を支援するために、さまざまな支援策を用意しておりますので、従業員のキャリアアップを図る際は、是非ご活用ください。

詳しくは、人材開発支援策リーフレットをご覧ください。



○厚生労働省ホームページで詳細がご覧いただけます。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/index.html

お問い合わせ先：職業安定部訓練課 電話：０１７－７２１－２０００

関係資料：別添２（人材開発に取り組む事業主を支援します！「人材開発支援策」のご案内）